

家庭系可燃ごみ有料指定袋制導入に向けた基本方針

平成29年6月

木津川市

はじめに

私たちは「もの」に満ち溢れ、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムが構築された社会の中で暮らしています。

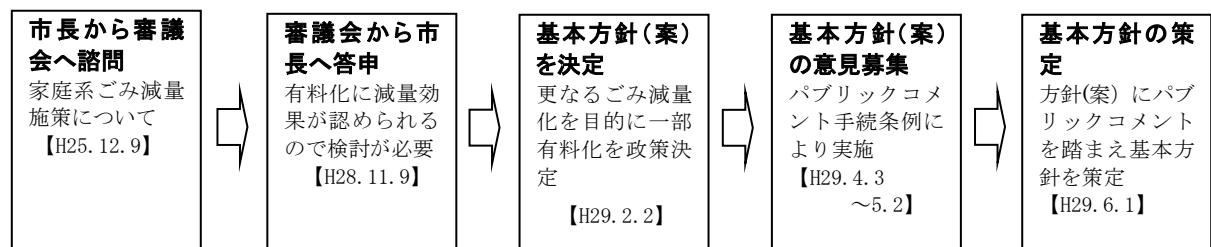
その社会は、便利で快適である一方、化石燃料の消費増加や森林破壊による温暖化、廃棄物の大量排出による公害といった環境問題を引き起こしています。

子供や孫、その先の将来の世代へ豊かな自然のめぐみを継承するために、私たちは、資源を効率的に利用・再利用する「循環型社会」を構築する必要があります。

このことから、本市では、平成25年1月に木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）を策定し、ごみの減量目標を定めて、様々な取組みを進めているところです。

また、これと並行して、もったいないプランにおいて今後の検討課題とされた項目を含めて、ごみ減量の実効性を更に高めるため、平成25年12月に市廃棄物減量等推進審議会に「家庭系ごみの減量施策について」の諮問を行いました。そして、この度、もったいないプランに位置付けられた今後の整理に加え、更なるごみ減量・リサイクル施策を実施するために、ごみの有料化の検討が必要である旨の答申がありました。

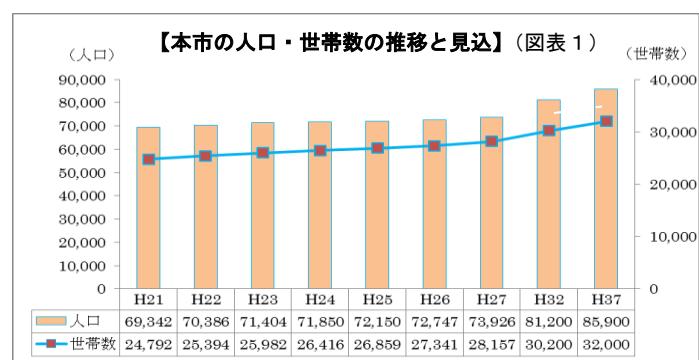
本市では、もったいないプランの目的である「持続可能な循環型社会の実現」と、「ごみ処理に伴う環境負荷の軽減」を目指し、答申の趣旨を踏まえて、家庭系可燃ごみの有料化を進めることとします。



I. 本市のごみ処理の現状と課題

全国的に人口減少が進む中、本市は、関西文化学術研究都市建設による宅地供給などにより、人口増加が続いているおり、平成37年の人口、世帯数は、それぞれ約85,900人、32,000世帯となる見込みです。（図表1）。

また、ごみ処理に要する経費も同様に増加しており（図表2）市民一人あたりのごみ排出量が現状のまま推移すれば、今後、一層多くの財源をごみ処理に充てていく必要が生じます。



【家庭系ごみ処理経費の推移表】(図表2)

金額：千円

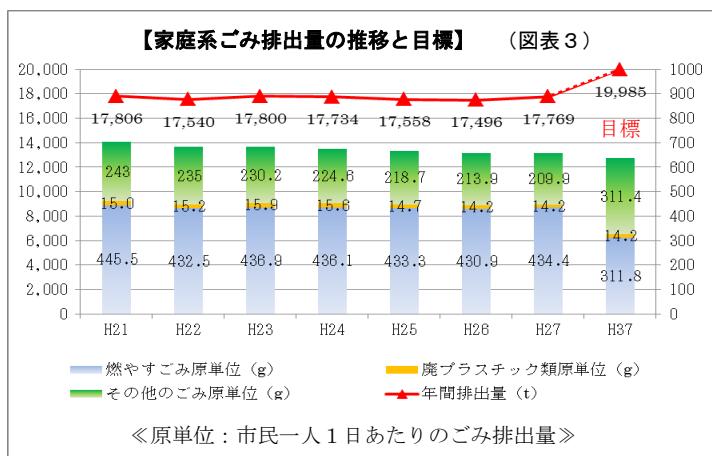
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集運搬費用	可燃ごみ	230,100	230,670	233,276	257,574	261,535
	不燃ごみ	179,301	179,965	181,457	203,871	207,817
処分費用	可燃ごみ	321,666	287,288	332,416	383,415	413,161
	(うち起債償還額)	(一)	(一)	(36,109)	(36,058)	(36,009)
	不燃ごみ	130,821	134,659	135,660	141,130	164,467
ごみ処理経費合計		861,888	832,582	882,809	985,990	1,046,980
市民一人当たりごみ処理経費(円)		12,071	11,588	12,236	13,554	14,163
市税に占める割合(%)		9.80	9.60	10.08	10.89	11.34

ごみの排出量は、総量で見ると、平成21年度以降は概ね横ばいで推移しているものの、燃やすごみの一人1日あたりの排出量は特に減少が見られません。

また、ごみの内訳を見ると、燃やすごみの占める割合が最も大きく、総重量の概ね3分の2を占めています。

(図表3)

この燃やすごみには、手付かずの食品や、再資源化可能物が相当割合含まれていることから(参考【燃やすごみ組成調査の結果】図表6)、もったいないプランでは、一人当たりのごみ排出量の削減と併せて、燃やすごみから再資源化可能な区分への分別を進め、リサイクル率を向上する目標を設定しています。(図表4)



【もったいないプランの目標値(平成37年度)】(図表4)

○一人1日当たりの家庭系ごみの排出量を次のとおりとします。

- ・可燃ごみ 326g／人・日 (廃プラスチック類を含む)
(燃やすごみの組成調査結果による減量や再資源化が可能なごみの含有量から、発生抑制と分別の徹底により、実行可能な減量目標を定めています。その結果、平成21年度を基準年度として、燃やすごみを30%減量、廃プラスチック類を5%減量で計算しています。)
- ・可燃ごみ以外のごみ 311g／人・日
(発生抑制による5%減量。一方、可燃ごみから、プラスチック製容器包装や古紙類の分別の徹底による増加。全体として28%増加で計算しています。)

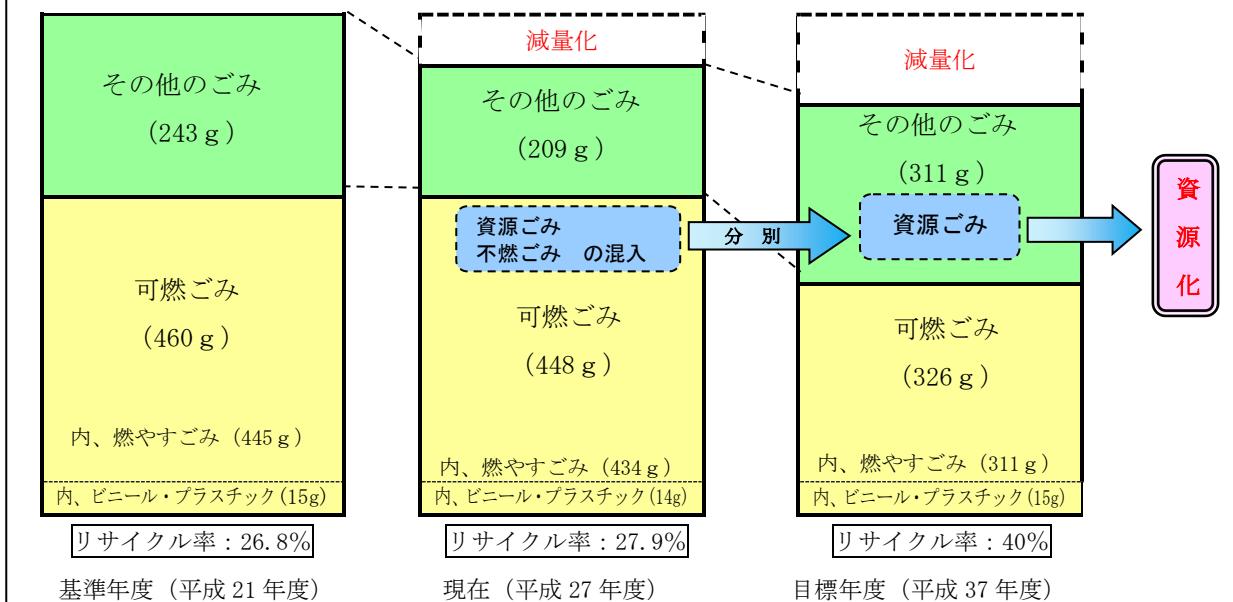
○リサイクル率を40%にします。

(古紙類の集団回収の推進や分別の徹底等により、増加を見込んでいます。)

この目標を達成するため、本市では、古紙集団回収への補助や、ごみ減量・分別についての広報周知をはじめ、各般の施策を講じています。

現在、市民の皆様のご協力によって一人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、燃やすごみから再資源化可能な区分への分別は進んでおらず、リサイクル率も伸びていない状況です。

【もったいないプランのごみ減量の目標値と減量化・資源化の推進イメージ】(図表 5)

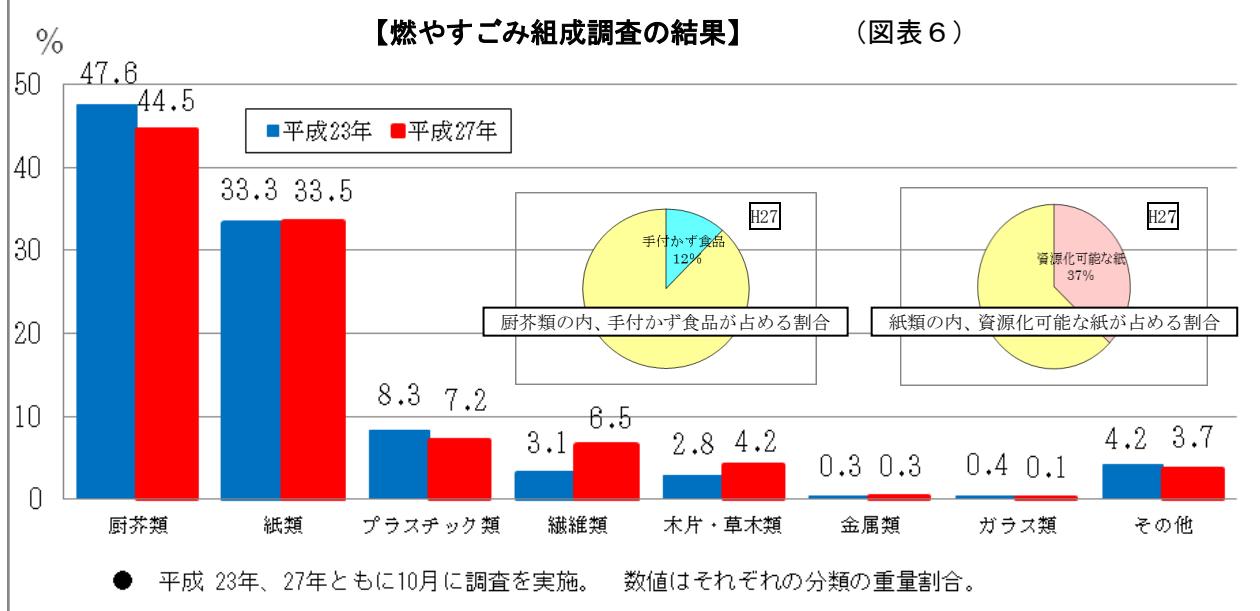


参考：燃やすごみ組成調査の結果

本市では、家庭から排出される燃やすごみに「どのようなごみが、どれぐらい含まれているか」を確認するために、組成調査を実施しています。

平成 27 年度の調査では、合計で全体の 8 割近くを占める厨芥類（調理で出る生ごみ、食べ残し等）と紙類には、手付かず食品や資源化可能な紙が多く含まれていました。ごみの減量を更に進めるためには、特にごみの発生抑制の推進と分別の促進が不可欠です。

【燃やすごみ組成調査の結果】 (図表 6)

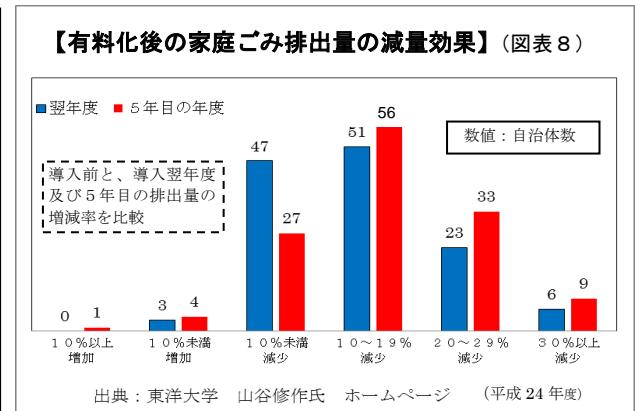


II 「家庭系ごみ有料化」の目的・効果

全国の6割以上の自治体が、既に家庭系ごみを有料化しており、ごみ有料化にはごみの減量効果のあることが、先進地の事例からも確認できます。

【全国市町村の家庭系ごみ有料化実施状況】(図表7)			
	総数	有料化導入	導入率
市区	813 (15)	460 (8)	56.6% (53.3%)
	928 (11)	641 (6)	69.1% (54.5%)
計	1,741 (26)	1,101 (14)	63.2% (53.8%)

平成28年10月現在
下段()内は、京都府内の市町村数



また、これ以外にも以下のような様々な効果があります。

① 経済的インセンティブによる市民のごみ減量実践行動の促進

すべての市民が「もの」を大切にすることが“かっこいい”というライフスタイルやごみ分別・徹底した資源ごみの有効活用の推進が楽しいなどの“もったいない”精神に根ざした環境意識を向上させ、すべての市民がごみ減量に関心を持ち、実践行動に取り組むことが必要です。

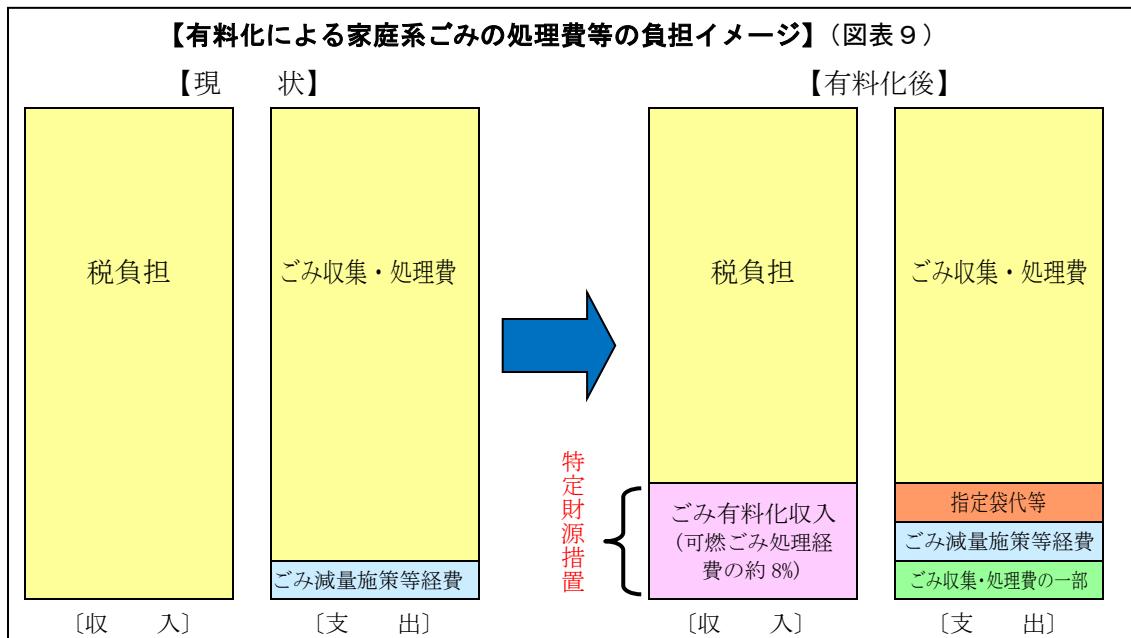
ごみ有料化により、これまで税のみで賄っていたごみ処理費用の一部を直接負担することで、経済的インセンティブが働き、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進・ごみの排出抑制など、市民のごみ減量に向けた実践行動を更に促すことができます。

② ごみ処理費用の負担の公平化

ごみ処理費用を税による負担だけで賄う場合、ごみ排出量の多寡に関係なく、各家庭で同様に負担することになりますが、ごみ有料化により、受益（排出量）に応じた負担を求ることで、ごみ排出量と排出者の負担に関係性を持たせて、負担の公平化を図れます。

③ 家庭系ごみ排出削減と再資源化目標達成のための財源の確保

ごみ有料化により得られた収入の一部をごみ減量・リサイクル施策等のための特定財源として活用することで、更なるごみの減量・資源ごみの有効活用等が推進できます。



※本イメージ図は、実際の税負担とごみ有料化による収入割合等によるものではありません。

④ ごみ焼却による環境負荷の低減

新たなごみ処理施設『環境の森センター・きづがわ』については、最新技術の導入により環境に配慮した計画で施設整備を進めていますが、家庭系ごみ有料化による可燃ごみの減量化により、ごみ収集運搬車両台数の減少と更なる環境負荷の低減を図ることができます。

III. 本市の「家庭系可燃ごみ有料指定ごみ袋制」について

① 導入の時期

平成30年10月1日（予定）

② 有料化するごみ

可燃ごみ（「燃やすごみ」及び「ビニール・プラスチックごみ」）

可燃ごみのみを有料化することで、可燃ごみに対する減量意識が働き、可燃ごみの発生抑制や再生利用、そして資源ごみへの分別を促進できます。

【分別区分の変更イメージ】(図表10)

現在		一部有料化後	
分別区分	手数料	分別区分	手数料
燃やすごみ	無料	可燃ごみ	有料
ビニール・プラスチックごみ	無料	ビニール・プラスチック容器包装	無料
ビニール・プラスチック容器包装	無料	燃やすごみ	無料
燃やさないごみ	無料	粗大ごみ 他	無料
粗大ごみ 他	無料		

※この表は、簡略化したイメージで、実際の分別区分とは異なります。

③ 手数料の徴収方法

指定ごみ袋制

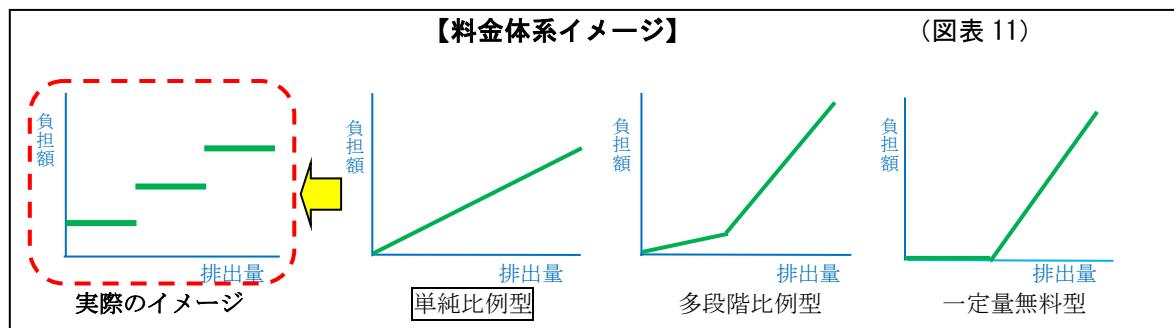
ごみ有料化による手数料の徴収方法としては、「指定ごみ袋制」と「シール制」が一般的ですが、取扱いが容易で、ごみ減量効果が実感しやすいなどの利点があることから、「指定ごみ袋制」とします。

「指定ごみ袋制」とは、ごみを排出される際に、市が指定するごみ袋をお使いいただく制度です。有料化によるごみ処理手数料は、指定ごみ袋の購入代金としてお支払いただくことになります。

④ 料金体系

単純比例型

手数料の料金体系については、単純比例型や多段階比例型など様々な方式がありますが、排出されるごみ量に応じて一定の手数料を負担する方式が、最もわかりやすいことから、単純比例型とします。



⑤ 料金単価について

1リットルあたり 1円

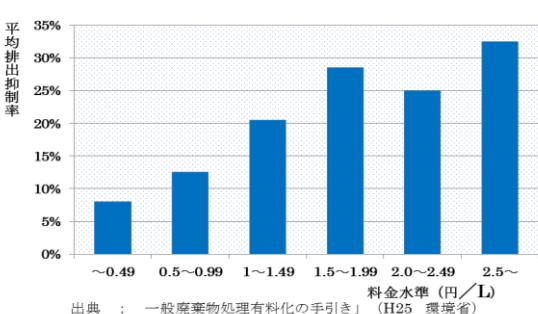
料金単価については、ごみの発生抑制と分別促進効果、周辺自治体における料金水準などを考慮して、1リットルあたり1円とします。

《ごみの発生抑制と分別促進効果》

環境省の調査により、料金水準がもたらす減量効果については、1リットルあたり1円以上の単価になると平均で20%以上の排出抑制が認められます。

今後、ごみ有料化に併せて、他の減量施策についても推進し、30%の減量を目指します。

【家庭系可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率】(図表 12)



参考:周辺自治体における料金水準とごみ処理経費に対する手数料収入

有料化を実施している本市の周辺自治体の料金水準は、可燃ごみ1リットルあたりで0.7円から1.7円の範囲で設定されています。

【周辺自治体の料金水準】(図表13)

※可燃ごみ1Lあたりの料金

自治体	料金
京都市	1.0円
福知山市	0.9円
相楽東部(3町村)	0.7円
南丹市	1.7円
亀岡市	1.0円
生駒市	1.0円

【手数料収入及び必要経費の見込額】(図表14)

① 手数料収入見込額

(条件)

可燃ごみ減量化率 H27年度排出量に対して20%減
見かけ比重 0.18 kg/L
(45Lごみ袋に8.1kgのごみが排出)

45Lごみ袋販売単価 45円/枚(@1.0円/L)
(試算)

12,111,550kg(H27可燃ごみ総量) × 0.8 ÷ 8.1kg/枚
 \approx 1,196,200枚
1,196,200枚 × 45円/枚 \approx 53,000千円

② 有料化に伴う必要経費見込額

35,000千円

(内訳)

指定袋製造経費、指定袋保管・配送経費、
販売手数料

※ 経費は、保管方法・配送方法等の見直しにより
変わることがあります。

◎ 差引収入見込額 (①-②)

53,000千円 - 35,000千円 = 18,000千円

⑥ 有料指定ごみ袋の大きさ等(可燃ごみ用)

7リットル用、15リットル用、30リットル用、45リットル用

(7円/枚) (15円/枚) (30円/枚) (45円/枚)

※価格は消費税込みです

家庭によって世帯構成や生活実態が異なるため、排出されるごみの量は同じではありません。そこで、4種類のサイズの指定ごみ袋を販売します。

指定袋は、収集時に中身の確認ができるように、透明の袋で製造します。

参考：本市の年間負担額の目安と過去の指定袋手数料

1リットルあたりの料金水準を1円とした場合の負担額の目安は、図表16のとおりとなります。

【本市の年間負担額の目安】（図表16）		
ごみ排出状況	年間負担額	備考
1週間に7L袋を2袋排出	728円	7L×1円×2回×52週
1週間に15L袋を2袋排出	1,560円	15L×1円×2回×52週
1週間に30L袋を2袋排出	3,120円	30L×1円×2回×52週
1週間に45L袋を2袋排出	4,680円	45L×1円×2回×52週

【過去の指定袋手数料】（図表17）		
(1枚当たり)		
旧加茂町 (燃やすごみ)	45L	50円
	30L	30円
旧山城町 (資源ごみ)	45L	11.7円
	30L	8.8円
	20L	6.9円

⑦ 社会的配慮

紙おむつ使用者やボランティア清掃活動に配慮します

○紙おむつ使用者

紙おむつを日常的に使用される乳幼児や障がいのある方、介護の必要な方は、その使用量を減らすことが困難であるので、「紙おむつ」については、有料化の対象から除外します。

なお、収集時に中身が紙おむつであることや、混入物のないことを確認するために、無色透明または中身が確認できる白色半透明の市販の袋での排出とします。

○ボランティア清掃活動

アダプトプログラムや地域清掃等の公共用地を対象としたボランティア清掃活動には、地域の環境美化の促進を図るという観点から、専用のごみ袋を無料配布します。

個人で公共用地の清掃を自主的にいただける方にも、専用のごみ袋を無料配布します。

IV. 市民サービスの一層の向上に向けた財源の活用について

ごみ有料化による手数料収入は、ごみ減量施策の拡充等、市民サービスにつながるような活用の検討を進めています。

V. 制度の評価・見直し

ごみ有料化により、どのような減量効果が見られるかを評価するために、導入後において、定期的にPDCAサイクルによる点検を行います。また点検の結果、効果が見られない場合等は、制度・施策について改善に向けた検討、見直しを行います。

点検項目	点検方法・点検指標
排出抑制は進んでいるか	市民一人あたりの可燃ごみ排出量
再生利用は進んでいるか	古紙類の排出量、資源ごみの排出量、リサイクル率
市民意識が向上し、分別の徹底が進んでいるか	ごみ組成調査による分別状況
不法投棄が増加していないか	不法投棄件数、不法投棄箇所数の傾向
手数料の使途は広く活用されているか　また効果はあるか	ごみ減量施策等への活用状況・効果

VI. その他

① 市民への周知・啓発

ごみ有料化は、全ての市民の日常生活に関わる施策であることから、市民の理解を得るように、きめ細かな市民説明会の開催や、広報、ホームページによる周知を行います。

また、指定ごみ袋制度の移行を円滑に進めるため、導入直前に「おためし袋」を全戸に配布します。

おためし袋・・・全サイズの指定ごみ袋を数枚ずつセットにしたもの

② 不法投棄・不適正排出等の対応

ごみ有料化後も、ごみが空地や道路等へ不法投棄されることを防止するため、不法投棄パトロールの強化や不法投棄防止の啓発等、その対策に取り組みます。

また、指定袋以外での排出、有料化されていない他の分別ごみへの可燃ごみの混入、更に地域や集合住宅のごみ集積場所への不適正なごみの持込みなどがされないように、啓発活動等を進めています。

③ 指定ごみ袋の販売

市民が指定ごみ袋を容易に購入できるように、市内全域を対象に指定ごみ袋の取扱販売店を選定していきます。また、市役所においても販売します。

なお、販売店として決定した店舗については、広報やホームページを通じて、市民への周知を行います。

参考資料

本市では、ごみの減量化に向けて、様々な取組みを進めています。今後もその効果や方法等を検討・見直ししながら、有料指定袋制の導入と併せて取組みを進めていきます。

■ごみ減量に向けたこれまでの取組み

○リサイクル研修ステーションにおける意識啓発事業

有効利用の推進(リユースコーナーの設置)、マイバッグ運動の推進、フリーマーケットの開催、リサイクル教室の開催(生ごみ堆肥化講習会、木工教室、エコクリッキング教室、エコバッグ教室、ふろしき講習会)、廃棄物減量等推進員制度の推進、こどもエコクラブ活動の推進

(リユース品持ち帰り量) (kg)

	衣類	食器	家具	その他	合計
平成 24 年度	2,623	1,044	2,021	4,645	10,333
平成 25 年度	3,193	1,534	4,300	5,735	14,762
平成 26 年度	3,454	1,662	4,372	6,436	15,924
平成 27 年度	3,646	2,050	4,372	8,250	18,317

○家庭における生ごみの堆肥化

エコ生活応援補助金制度

生ごみ処理容器分

年 度	バイオ式生ごみ処理機 (台)	電気式生ごみ処理機 (台)	年度別合計 (台)	累 計 (台)	世帯数 (世帯)	普及率 (%)
平成 19～24 年度	58	139	197	1,074	-	-
平成 25 年度	5	17	22	1,096	26,859	4.1
平成 26 年度	7	21	28	1,124	27,341	4.1
平成 27 年度	6	-	6	1,130	28,157	4.0

○古紙類等の集団回収

古紙類集団回収活動補助

年 度	回収量(kg/年)	補助金額(円／kg)	交付補助金 (円)
平成 19～24 年度	17,238,250	5(19年度:4.7)	85,252,853
平成 25 年度	2,577,023	5	12,885,115
平成 26 年度	2,432,811	5	12,164,055
平成 27 年度	2,387,323	5	11,936,615

○廃棄物減量等推進員の会(くるっと)による環境啓発事業

古布ぞうり講習会、エコ手芸教室、エコ洋裁教室、しめ縄づくり講習会、落ち葉で堆肥作り、エコ親子工作教室、出前講座、エコツアー、くるっとだより発行、環境まつり、フリーマーケット、ぎゅっとひと絞り運動の推進

■ごみ減量に向けた取組・検討等の経緯

《国の方針》

平成 17 年 5 月 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を掲げる。

《市の取組等》

平成 22 年 8 月 木津川市廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための施策について」諮問
平成 22 年 11 月 木津川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
平成 24 年 11 月 木津川市廃棄物減量等推進審議会から「一般廃棄物の発生抑制・減量化を進めるための施策について」答申(11回の審議会開催)

(答申抜粋)

今後、答申に基づき、ごみの発生抑制・減量化等に取り組んだ結果、その効果が十分でない場合は、一般廃棄物の発生抑制・減量化等の新たな施策の財源の確保及びごみ減量化に努力する市民と努力しない市民の間の不公平感の対応策等として、ごみの有料化を検討することが必要になると考えます。

平成 25 年 1 月 木津川市ごみ減量化推進計画(もったいないプラン)策定
平成 25 年 12 月 木津川市廃棄物減量等推進審議会に「家庭系ごみ減量施策について」諮問
平成 26 年 4 月 小型家電リサイクル拠点回収開始・家庭ごみ抜き去り禁止条例施行
平成 27 年 4 月 ふれあい收集事業開始・小型家電リサイクルピックアップ回収開始
生ごみ処理容器(段ボールコンポスト)講習会・モニター制度開始
エコスクールをモデル校とした給食残渣「ゼロ」作戦
家庭における雑紙回収活動の取組み(雑紙レンジャー)
平成 28 年 6 月 学校給食センター調理屑・残飯等厨芥ごみを全量堆肥化開始・食育の推進
平成 28 年 11 月 木津川市廃棄物減量等推進審議会から「家庭ごみの更なる減量施策について」答申(11回の審議会開催)

(答申抜粋)

本審議会では、この「中間報告」並びに経済的インセンティブによるごみ有料化の導入事例などを踏まえて審議を深めた結果、「経費をあまりかけないこれまでのごみ減量施策」からごみ有料化による財源を活用した「原資を必要とするごみ減量施策」によることが、ごみ減量・リサイクルにより有効であることを確認し、別紙「家庭系ごみ減量を更に推進するための対策について」取りまとめました。